

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

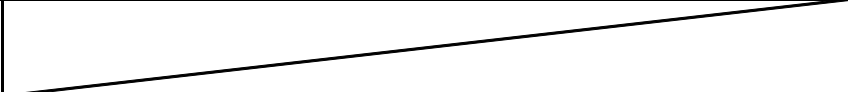
1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	徳島県
3. 市区町村名	三好市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	108-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city-miyoshi.jp/docs/2010091300574/

執行機関名 三好市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	三好市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(平成18年三好市条例第132号)による重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する事務(重度心身障害者にかかるもの)
番号法別表第1の項	84	
番号法別表第2の項	108	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		三好市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第二の項 三好市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(平成18年三好市条例第132号)による重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する事務であって次に掲げるもの (1) 重度心身障害者等医療費支給決定に係る事務 (2) 重度心身障害者等医療費に関する高額医療費及び療養費並びに公費医療に係る事務
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	三好市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(平成18年条例第132号)第1条

<p>事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、<u>重度心身障害者等</u>に対し医療費の一部を助成することにより、その保健の向上に寄与し、もって<u>重度心身障害者等</u>の福祉の増進を図ることを目的とする。</p>
<p>独自利用事務の関連規範</p>		<p>三好市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(平成18年三好市条例第132号)</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	三好市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(平成18年条例第132号)第3条
事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	重度心身障害者等に対する医療費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 へ	三好市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(平成18年条例第132号)第2条第1項
情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報	当該申請を行う者又は当該重度心身障害者と同一の世帯に属する者の生活保護実施情報
特定個人情報2		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 イ	三好市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(平成18年条例第132号)第3条第3項第1号、第2号
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。)を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。)に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る市町村民税情報
特定個人情報3		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ロ	三好市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(平成18年条例第132号)第3条第3項第1号、第2号
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。)を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。)に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る住民票に記載された住民票関係情報

特定個人情報4		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 二	三好市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(平成18年条例第132号)第2条第1項 別表第1、別表第2
情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う者に係る身体障害者手帳交付関係情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 2 号	三好市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(平成18年条例第132号)第3条第3項第1号、第2号
事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十四条第二項の支給決定の変更に関する事務	重度心身障害者等に対する医療費の支給決定の変更に関する事務
特定個人情報1		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 2 号 八	三好市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(平成18年条例第132号)第2条第1項
情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
提供を求める特定個人情報	当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報	当該申請を行う者又は当該重度心身障害者と同一の世帯に属する者の生活保護実施情報
特定個人情報2		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 2 号 イ	三好市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(平成18年条例第132号)第3条第3項第1号、第2号
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	当該変更に係る障害者(指定障害者支援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る。))及び療養介護に係る支給決定の決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。)を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該変更に係る障害者(指定障害者支援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る。))及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。)に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該変更に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る市町村民税情報
特定個人情報3		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 2 号 ロ	三好市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(平成18年条例第132号)第3条第3項第1号、第2号

情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	当該変更に係る障害者(指定障害者支援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る。))及び療養介護に係る支給決定の決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。)を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該変更に係る障害者(指定障害者支援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る。))及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。)に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該変更に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る住民票に記載された住民票関係情報